

令和 7 年度 第 7 回香取市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 7 日

10月7日（火）香取市農業委員会会长 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程第3 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第4 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第5 報告第3号 農地法第4条制限除外
日程第6 報告第4号 農地法第5条取消
日程第7 報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出
日程第8 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	3番	鎌	形	力
4番	相	馬	孝	臣	5番	高	橋	透
6番	成	毛	和	弘	7番	芹	川	幹
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田	宏
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多可史
13番	飯	森		孝	14番	寺	島	美幸
15番	海	老澤		武	16番	菅	谷	樹雄
17番	鶴	澤	幹	司	18番	林		藤江
19番	伊	藤		寛				

1. 欠席委員 2名

2番	林	勇	12番	片	野	壽	夫
----	---	---	-----	---	---	---	---

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鶴	田	静	子
農地班長	佐々木		卓	也	副主幹	林		光	夫
主査	菅	谷	和	美					

開会 午後 2時5分

議長 まず、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、2番 林 勇委員、12番 片野壽夫委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

◎開会

議長 ただいまから令和7年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、7番 芹川 幹委員、11番 高松多可史委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第6号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから5ページで、整理番号は1番から12番です。

整理番号1番は、○○である譲受人が耕作地の拡大を図るため、賃貸借権を設定するものです。

3ページ、整理番号2番及び3番になります。こちらは譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、整理番号4番及び5番になります。両譲渡人とも健康上や高齢による理由により耕作ができなくなったことから、贈与により所有権を移転するものです。

続きまして、4ページ、整理番号6番になります。譲渡人が相続財産の清算のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号7番になります。譲受人である孫へ、新規就農をするため、使用貸借権を設定するものです。

続きまして、理番号8番及び9番になります。譲渡人が高齢により耕作ができないため、売買により所有権を移転するものです。

5ページ、整理番号10番になります。譲受人の農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転するものです。

整理番号11番になります。11番は、譲受人の自宅に隣接した農地を、耕作利便のため、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号12番になります。譲受人の自宅に近く、耕作利便のため、贈与により所有権を移転するものでございます。

以上、12件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、成毛和弘委員。

6番成毛委員 去る9月26日、午後3時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出された農地法第3条の案件は12件あります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果についてご報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番について、菅佐原推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

また、〇〇〇〇から提出された農業経営実施計画書によりますと、露地野菜である長ネギ、ブロッコリーの栽培を計画しており、5年後の作付面積は合計500アールを目標としております。

については、農業経営実施計画書の内容において適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番から5番について、5番 高橋透委員。

5番高橋委員 それでは、まず整理番号2番、3番について、細根推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号2番及び3番について、譲渡人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人とそれぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

次に、続けてよろしいですかね。

次に、4番、5番について、こちらも細根推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号4番、5番についても、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人が健康上の理由及び高齢により耕作ができないため、農地を処分したい意向があり、新規就農に当たり自宅から近く、耕作利便な農地を譲り受けたい譲受人と、それぞれ贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

また、当該譲受人から提出された農業経営実施計画書によりますと、主食用米の耕作を計画しており、5年後の作付面積は合計1ヘクタールを目標としております。

については、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、9番 山田宏一委員。

9番山田委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産清算人が選任されており、近接農地を所有している譲受人が売買によって譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であり、通年にわたり主食用米を耕作するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、12番 片野壽夫委員でございますが、本日欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、孫の新規就農に当たり、祖父が所有する農地に使用貸借権の設定を行うものです。

申請地では、サツマイモを栽培することから、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

次に、整理番号8番から10番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号8番及び9番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番及び9番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自宅に近くに利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、高齢により耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人とそれぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり大根を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号10番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、耕作利便であり、通年にわたり小松菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号11番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号11番について、高橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、離農により、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりネギ、大根、ホウレンソウ、トマトなどの自家用野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

議長 最後に、整理番号12番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの耕作ができないことから、農地を処分したい意向があり、自作地に隣接した農地を取得して耕作の合理化を図りたい譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは、6ページから9ページで、整理番号は1番から14番です。

6ページ、整理番号1番から3番になります。

事業計画者は異なりますが、転用目的、権利内容及び農地区分のいずれも同一内容のため、一括して説明させていただきます。

転用目的はいずれも太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号4番及び5番になります。こちらも同一事業計画者のため一括して説明させていただきます。

転用目的は長屋住宅用地で、権利の内容は売買による所有権の移転によるものです。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域であるため、第3種農地となります。

整理番号6番になります。整理番号4番と5番に隣接した農地を貸駐車場にするため、売買による所有権の移転を行うものです。

農地区分につきましても、先ほどの整理番号4番、5番と同様に、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域であるため、第3種農地となります。

整理番号7番及び8番は、同一案件のため、一括して説明させていただきます。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は売買による所有権の移転によるものです。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域であるため、第3種農地となります。

整理番号9番は、令和〇年〇月〇日付許可を受けた案件になりますが、書類に不備があったため、再度許可申請をするものになります。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域であるため、第3種農地となります。

整理番号10番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転になります。

農地区分につきましては、都市計画用途地域内の準工業地域であるため、第3種農地となります。

整理番号11番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

続きまして、9ページ、整理番号12番になります。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は、使用貸借権の設定によるものになります。

農地区分は、第一種農地内の不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

続きまして、整理番号13番及び14番は、同一事業計画であるため、一括して説明させていただきます。

転用目的はいずれも太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

以上、14件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、成毛和弘委員。

6番成毛委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出された農地法第5条の案件は14件あります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 ありがとうございました。

次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

譲受人は、○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

計画面積は、隣接する地目山林336平米含め、1,585平米になります。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、7番 芹川幹委員。

7番芹川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○を○○○方面に向かい、○○の○○○を過ぎ、○○の○を通り出たら○に曲がります。その○の○○○を○に行き、また○○の○を通り、出たら○に曲がります。○○メートルくらい行った○の○○○を○に行くと坂になっていますので、上り終わったところの○○が申請地の場所です。

譲受人は、○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、

太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、12番 片野壽夫委員でございますが、本日欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○から○方面約○キロ、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○メートルを○○に入った農地です。

譲受人は、○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るために、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理とします。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番から8番について、13番 飯森 孝委員。

13番飯森委員 整理番号4番、5番について、朝日推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。同一計画ですので、一括して説明します。

場所は、○○○○○より○へ約○○メーターくらい行ったところを○○し、○メーターくらい先、○○○にぶつかります。その○○のところです。

譲受人は、○○○○○○に在住の者で、周辺の住環境が整っており、賃貸住宅の需要が見込ることから、申請地に鉄骨造り2階建て総戸数10戸の共同住宅1棟を建設する計画です。

申請地は、盛土は行わず、整地のみとします。

排水について、雨水は浸透による敷地内浸透とし、汚水・雑排は公共下水道に放流します。

また、敷地周囲にブロックを施工し、隣地への雨水・土砂等の流失を防止します。

なお、申請地は、○○○○○○○○○○○○○の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

次に、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、先ほどの4番、5番の隣地になります。

譲受人は、整理番号4番及び5番と同一の者で、利便性があり、需要の面からも見込まれることから、共同住宅に隣接する申請地に貸駐車場を整備する計画です。駐車台数は4台分です。

申請地では、盛土は行わず、整地のみとします。

排水について、雨水は砂利敷きで、敷地内浸透とします。

また、敷地周囲にブロックを施工し、隣地への雨水・土砂等の流失を防止します。

なお、申請地は、○○○○○○○○○○○○○の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

続いて、整理番号7番、8番について、朝日推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。同一計画ですので、一括して説明します。

場所は、○○○○○より○へ約○○メーターぐらい行った○の○○。○○から○へ行って、○○○を越えてすぐ○メーターぐらいのところです。

譲受人は、現在、○○暮らしですが、子供の成長に伴い手狭となり今後の子育てを考えて、○○に近く○○にも近い本申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はせず、敷地内にて整地します。また、隣接農地に土砂の流出がないようにブロックを施工します。

排水については、雨水は南側道路側溝に放流し、汚水・雑排水は宅内最終ますから公共下水道に放流します。

なお、申請地は、○○○○○○○○○の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番、10番について、15番 海老澤 武委員。

15番海老澤委員 整理番号9番、10番について、保科推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の〇の〇〇を〇〇し、〇〇〇〇〇の〇〇を渡り、その〇の〇〇を〇〇して〇〇メートルぐらい〇の〇〇になります。

この申請は、本年〇月〇日付、農地転用許可を受けた案件ですが、一部の申請人の住所に記載誤りがあったため、許可取消しを行い、再度、同じ計画で申請したものです。

申請人は、〇〇〇〇〇〇在住の者で、周辺の住環境が整っており、賃貸住宅の需要が見込ることから、申請地に木造2階建て16戸の共同住宅1棟を建設する計画です。

申請地では、盛土は行わず、整地のみとし、排水について、雨水は浸透ますにより敷地内浸透とし、汚水・雑排水は公共下水道に放流します。

また、敷地周囲にブロックを施工し、隣地への雨水・土砂等の流失を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

続きまして、10番です。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇〇〇へ向かうと、少し〇〇で〇〇〇〇と〇〇しています。〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇があり、その〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るために、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号11番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号11番について、高橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明し

ます。

まず、場所でありますと、○○○○○○○○より○○方面に向かいまして、約○○メートルほど行ったところを○○、また、そこから○メートル行った○○になります。

譲受人は、○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号12番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号12番について説明いたします。

場所ですが、○○○○○○○○を○○の○○から○○○○○○に入りまして、○○○○○○を通り、○○○○○○に入ります。○○○○○○○○○の○を○に入って○メートルぐらい行った○○○の農地になります。細野推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

譲受人は、現在、○○○在住ですが、結婚を機に香取市に戻り、○○近くの○○が所有する申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はせず、敷地内にて整地します。

排水について、雨水は敷地内浸透とし、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、北側市道側溝に放流する計画です。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号13番、14番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号13番及び14番について現地調査等を行った結果を説明します。同一計画ですので、一括して説明します。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、雨水のみで敷地内で浸透処理とします。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 代読ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は6件です。

◎日程第4 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は18件です。

◎日程第5 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第4条制限除外について、除外件数は1件です。

◎日程第6 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法第5条取消について、取消件数は1件です。

◎日程第7 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 廃土処理事業届出について、届出件数は1件です。

◎日程第8 報告第6号

事務局農地班長 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は141件です。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時38分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議長

署名人

署名人